

7番 林崎竟次郎でございます。通告に基づき、一般質問を行います。

「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代」という気候危機の非常事態が起っています。世界でも日本でも、異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが大問題となっています。

岩手県は、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画を改訂し、2030年度の温室効果ガス排出量の削減率を、2013年度比41%から57%に引き上げました。本町の削減目標はどうなっているのかお答えください。本町は、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを表明しています。「岩泉町再生可能エネルギー推進計画」で地球温暖化対策実行計画を策定した、と理解してよろしいのかお答えください。

本町では、住宅等に設置する太陽光発電システムの費用に対する町の補助が、かつてありました。補助廃止に至るまでの経緯をお知らせください。

町では、令和6年度から令和12年度までの7年間を期間とする「岩泉町再生可能エネルギー推進計画」の策定をする

に当たって、町民及び事業者アンケートを実施しました。

その中で、特に注目したのは“本町に適した再生可能エネルギーの種別（単一回答）”の項目で、町民の回答で「とても適する」が最も多かったのは、「農地・耕作放棄地等の太陽光発電」の 22.5%。次いで「建物の屋根等の太陽光発電」が 19.1%となっています。

事業者では“再生可能エネルギー等の導入を進めるために必要だと思う町の取組（複数回答）”の項目で、「設備導入に対する補助制度の整備」が 67.0%と最も多くなっています。

住宅等への太陽光発電の設置を、2030 年までに導入したいとの回答は少なく出ていますが、それは、補助制度が無いことが影響していると思います。制度を整備することが必要不可欠だと思います。住宅等への「太陽光発電の設置への補助制度」を創るべきと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、「歩道の斜面を平面にする」ことの提言をいたします。

具体的には、歩道を車道と同じ高さにし、車道と歩道の境界にブロックを配置するということです。

国道 455 号線の、J A 新岩手岩泉支所前から岩泉中学校間の両わきの歩道の斜面を平面にすることが必要と思われま

す。この間には、岩泉小学校・岩泉中学校があります。特に、斜面での冬期間における雪、凍結による児童生徒の安全性が危惧されます。付け加えれば、済生会岩泉病院もあり、通院者・高齢者も同様です。安全確保のために必要な施策であります。

私に、歩道を安全にしてほしいと強く訴えたのは、建設会社の技術者の方で、この3月、脳梗塞で1ヶ月半ばかり入院したとのことでした。退院後、リハビリで朝の散歩をする中で、仕事柄、歩道の斜面の危険性を強く感じ、何とかしなければと、奮い立たと話していました。

私は、その方の訴える内容が理解できたので、その後、タクシーの運転手さんに、仕事中心に見る歩道の斜面での様子を尋ねました。運転手さんは、「冬は、滑る人、転ぶ人をよく見るよ」また、「さっきもだったけど斜面を高齢者が通っていて、斜めになっている歩道を歩がねえで車道を歩ぐんだよな、おっかねえ」と話してくれました。

何か、万が一の事故があってからでは遅いです。

早急な改善が必要と思いますが、町長の所見を伺います。

以上です。

7番 林崎 竟次郎 議員の御質問にお答えします。

初めに、温室効果ガスの排出削減目標についてであります。県の57パーセント削減に対して、本町では2013年度の二酸化炭素排出量9万8,000トンから、2030年度には森林吸収量等を合わせたマイナス14万9,000トンとする150パーセント削減を目標として設定しているところであります。

次に、地球温暖化対策実行計画につきましては、再生可能エネルギー推進計画とは別に策定する必要があることから、現在、計画策定に向けた事務を執り進めており、本年度末の策定を予定しております。

次に、住宅等に設置する太陽光発電システムへの補助金につきましては、平成24年度から当該システムを設置した場合、補助上限額を20万円として、1キロワット当たり4万8,000円を交付してまいりましたが、制度設計当初から終期を平成28年度までの5年間と定めていたことや、平成25年度に国の補助金が終了したこと、さらには平成28年台風第10号豪雨災害の復旧事業等を考慮し、

平成 28 年度をもって当該補助を終了したものであります。

議員御提案の、住宅等への太陽光発電設置への補助制度につきましては、本年度策定する「地球温暖化対策実行計画」において、重点対策のひとつとして位置付け、国の補助制度等の活用も視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

次に、歩道の斜面を平面にする提言についてであります。議員御案内のとおり、国道 455 号の新岩手農協岩泉支所から岩泉中学校にかけての左右に設けられた歩道につきましては、一部の箇所を除いて「マウントアップ形式」と呼ばれる、車道と歩道の高さに違いを設けた形状となっております。

「マウントアップ形式」のメリットとしては、車道より歩道が高いことにより、歩行者の視認性が向上すること、境界ブロックが設置されることによる車の乗り上げの防止や、その形状により車両進入時に徐行が必要となることによる歩行者の巻き込み事故の防止などが挙げられるところであります。

歩道の斜面を平面にする方法につきましては、歩道の高さを車道の高さに合わせることで、効率的で容易な方法と考えられ、メリットとしては議員御提言のとおり、フラット化による歩行性の向上が期待されます。

これまでも、国道 455 号の歩道については、県に対し、歩行者の安全確保のため、フラット化を含む改良の協議を重ねてまいりましたが、地形上、歩道幅員が狭いことや、隣接する宅地の高さとの間に段差が生じることにより、近接の住民の日常生活に不便を生じさせること、さらには平成 28 年台風第 10 号豪雨災害の膨大な復旧事業の推進もあり、容易には改良が進んでいない状況となっております。

このような状況ではありますが、歩道と車道のフラット化につきましては、歩行者の通行の安全を確保すること、さらには転倒事故防止などの観点から、町としましても、その必要性は十分認識しており、引き続き、県に対し強く要請してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただくようお願いいたします。

以上で答弁を終わります。